



# 島根県報

平成16年 3 月30日 (火)  
号外 第 33 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 公企規程

島根県企業局組織規程の一部改正	1
島根県企業局就業規程の一部改正	3
島根県企業局事務処理規程の一部改正	3
島根県企業職員の給与に関する規程の一部改正	5
島根県公営企業管理者の権限を委任する規程の一部改正	6
島根県企業局財務規程の一部改正	6
島根県企業局電気工作物保安規程の一部改正	10
島根県水道用水供給事業給水規程の一部改正	10
島根県工業用水道事業給水規程の一部改正	11

## 島根県公営企業管理規程

### 島根県公営企業管理規程第 4 号

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 4 条経営課の第 6 号中「関すること」の次に「（開発課の所掌するものを除く。）」を加える。

同条開発課の第 6 号の次に次の 4 号を加える。

- 7 工事の執行に伴う事務に関すること。
- 8 事業の施行に伴う土地の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること（斐伊川水道建設事業に関することに限る。）。
- 9 事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること（斐伊川水道建設事業に関することに限る。）。
- 10 建設に係る調査及び計画並びに工事の執行に関すること（斐伊川水道建設事業に関することに限る。）。

第 5 条を次のように改める。

（グループ、スタッフ又は担当）

第 5 条 各課にそれぞれ次のグループ、スタッフ又は担当を置く。

#### 総務課

総務予算グループ

経理グループ

運営検討スタッフ

#### 経営課

業務グループ

施設グループ

#### 開発課

開発グループ  
 工務グループ  
 斐伊川水道建設スタッフ  
 業務担当

第6条の表題中「係」を「グループ」に改める。

同条中「各係」を「各グループ」に改める。

第7条第1項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
局	局長	管理者の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	次長	局長を補佐する。
課	課長	上司の命を受け課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
グループ	グループリーダー	上司の命を受け、グループの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第11条の表を次のように改める。

名 称	位 置	区 分
東部事務所	安来市	管理事務所
西部事務所	江津市	管理事務所

第12条第1項中「課」を「部」に、「係」を「グループ」に、表を次のように改める。

部	グ ル ー プ
管理部	管理グループ
	電気グループ
	水道グループ

第12条第2項を次のように改める。

2 東部事務所及び西部事務所の部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 発電及び電力の供給に関すること。
- (2) 発電施設の維持及び管理に関すること。
- (3) 発電及び水道の運転監視に関すること。
- (4) ダム管理に関すること。
- (5) 工業用水及び水道用水の供給に関すること。
- (6) 水道施設の維持及び管理に関すること。
- (7) 宅地造成事業に関する施設の維持及び管理に関すること。
- (8) 建設工事の設計・監理に関すること。
- (9) 工事に係る入札及び契約その他の工事の執行に伴う事務に関すること。
- (10) 庶務に関すること。

第13条を削除する。

第15条を削除する。

第16条第1項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
所	所長	上司の命を受け、事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

グループ	課長	上司の命を受け課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
------	----	------------------------------

第16条第 2 項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
事業所	主査	上司の命を受け、所の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	主幹	上司の命を受け、所の事務のうち、特定の事務を処理する。

附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

島根県公営企業管理規程第 5 号

島根県企業局就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第15条中「3 日以内」を「4 日以内」に改める。

第33条の表中様式第 5 号及び様式第 7 号に係る部分を、次のとおり改める。

様式第 5 号	人事課長	総務課長
	人事グループリーダー	総務予算グループリーダー
様式第 7 号	人事課	総務課
	人事グループ	総務予算グループ
	人事課長	総務課長

附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

島根県公営企業管理規程第 6 号

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条第10号中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

同条中第11号を削除し、第12号から第27号を 1 号ずつ繰り上げる。

同条第12号中「事業所次長」を「部長」に、「事業所の次長」を「部長」に改める。

第 4 条第 1 項中「文書取扱主任」の次に「及び文書取扱副主任」を加える。

同条第 2 項第 1 号中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の文書取扱副主任は、主務課長又は事業所長が指定する者とする。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 文書取扱副主任は、文書取扱主任を補佐し、文書取扱主任が不在のときはその職務を代行する。

第10条中「課長補佐」を「グループリーダー」に改め、「及び第12条の規定により係長が専決することができる事項」を削る。

第11条の表題中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

同条中「課長補佐」を「グループリーダー」に、第3号から第5号中「2百万円」を「3百万円」に改める。

同条第5号の次に次の5号を加える。

- 6 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。
- 7 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。
- 8 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。
- 9 台帳、図面等を閲覧させること。
- 10 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。

第12条を削除する。

第13条の次に次の1条を加える。

(事業所長の専決事項の特例)

第13条の2 事業所長は、管理者の承認を得て、事業所長が専決することができる事項の一部を当該事業所に置かれた組織規程第16条第1項の表の中欄に掲げる職にある者に専決させることができる。

第16条の2第1項の表中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

同条第2項中「次長」を「部長」に改める。

第16条の5の表題を「(グループリーダー専決事項の特例)」に改める。

同条第1項中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

同条第2項を削除する。

第24条の表題を「(公印の種類及び公印管守者)」に改める。

第24条の次に次の2条を加える。

(公印管守者の職務)

第24条の2 公印管守者は、公印の紛失、盗難等の防止に万全を期すとともに、公印が適正に使用されるよう所属職員を指揮監督しなければならない。

(公印取扱主任及び公印取扱副主任)

第24条の3 公印管守者は、所属職員のうちから公印取扱主任及び公印取扱副主任を指定しなければならない。

- 2 公印取扱主任は、公印管守者の指揮監督を受け、公印に関する事務に従事する。
- 3 公印取扱副主任は、公印取扱主任を補助し、公印取扱主任が不在のときはその職務を代行する。

第28条第1項、第2項及び第3項中「文書取扱主任」を「公印取扱主任」に改める。

第37条第2項中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

別表第1(第8条、第9条関係)第2号、第15号、第24号及び第26号を次のように改める。

2 管理規程及び訓令制定等に関する事務	1 管理規程及び重要な訓令を制定し、又は改廃すること。
15 補助金等に関する事務	1 特に重要な補助金、交付金、貸付金等(以下「補助金等」という。)の交付の決定を行うこと。
24 工業用水道事業給水に関する事務	1 給水の制限又は停止処分を決定すること。
26 河川法(昭和39年法律第167号)の施行に関する事務	1 法第23条の規定により流水の占用許可を河川管理者に申請すること。 2 法第34条第1項の規定により許可に基づく権利譲渡の承認を河川管理者に申請すること。 3 法第47条第1項の規定によりダム操作規程の承認を河川管理者に申請すること。

同表第29号の次に次の1号を加える。

30 水道用水供給事業 給水に関する事務	1 給水の制限又は停止処分を決定すること。
-------------------------	-----------------------

別表第 3 (第19条関係) 中「斐伊川水道建設事務所 斐建」を削除する。

別表第 4 (第24条関係) 中「斐伊川水道建設事務所長印」を削除する。

様式第 8 号 (第31条の 2 関係) 中「課長補佐」及び「係長」を削除する。

様式第 9 号 (第32条、第58条の 2 関係) (本局用) の様式中「課長補佐」、「係長」及び「課員」を削除し、(事務所用) の様式中「次長」を「部長」に改め、「課長補佐」、「係長」及び「係員」を削除する。

#### 附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

#### 島根県公営企業管理規程第 7 号

島根県企業職員の給与に関する規程 (昭和41年島根県公営企業管理規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 7 条第 6 項中、次の表を次のとおり改める。

区 分	管理職手当を支給する職員	その他の職員
本局	500円	750円
管理事務所	940円	1,110円

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

#### 行政職給料表級別職務区分表

組 織 級	本 局	管理事務所	建設事務所	共 通
1 級	主事若しくは技師又はこれらに相当する職			
2 級	主事若しくは技師又はこれらに相当する職			
3 級	主事若しくは技師又はこれらに相当する職			
4 級	企画員 主任主事 主任技師			
5 級	企画員 主任			
6 級	課長代理 G L	課長	課長	副主査 主幹
7 級	課長代理 G L	課長	課長	副主査 主幹
8 級	課長	所長 部長	所長	主査
9 級	課長	所長 部長	所長	
10 級	次長			参事
11 級	局長			技監

備考 本表中 5 級の職若しくは 7 級の職のうち、より困難な業務を所掌するもの又はより高度の知識若しくは経験を必要とするものとして管理者が定めるものは、それぞれ 1 級上位の級とすることができる。

別表第 3 を次のように改める。

別表第3 (第4条関係)

管理職手当を支給する職員の職及び支給割合

組 織	職 名	支 給 割 合
本局	局長	100分の25
	技監 次長 参事	100分の20
	課長	100分の16
	主査	100分の10
事業所	所長	100分の16
	部長 主査	100分の10

備考

- 1 管理者が別に定める職員の職にあつては、本表に掲げる支給割合と一段階異なる支給割合を用いることができる。
- 2 本表の事業所の項職名の欄に掲げる職員の職については、当該職員の職に管理者が別に定める基準に満たない者があてられた場合にあつては管理職手当を支給しない。

様式第2号(第10条関係)中「担当係長」を削除する。

様式第3号(第10条関係)中「担当係長」を削除する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

島根県公営企業管理規程第8号

島根県公営企業管理者の権限を委任する規程(昭和35年島根県電気事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第3項中「建設事務所」を「事業所」に改める。

同項第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 河川法第55条第1項の規定により、河川保全区域において行為をするための許可を河川管理者に申請すること。
- (6) 河川法第57条第1項の規定により、河川予定地において行為をするための許可を河川管理者に申請すること。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

島根県公営企業管理規程第9号

島根県企業局財務規程(昭和40年島根県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第4条の2第2項中「総務課長補佐」を「経理グループリーダー」に、「管理課長」を「管理グループ課長」に改める。

第89条の次に次の一条を加える。

(その他)

第90条 この規程に定めるもののほか島根県企業局の財務に関する事務手続きについては、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)、島根県予算規則(昭和39年島根県規則第66号)その他の財務に関する規程の例によるものとする。

様式第23号、様式第24号及び様式第31号を次のように改める。

様式第23号

庫 出 伝 票

年 月 日

課長 (所長)	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	物 品 出 納 員
					円	円	
提出済 貯蔵品出納報告書	用 途						貯蔵品出納簿記帳済
	摘 要						
	受 領 者	職氏名				印	

様式第24号

庫 入 伝 票

年 月 日

課長 (所長)	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	物 品 出 納 員
					円	円	
提出済 貯蔵品出納報告書	 						貯蔵品出納簿記帳済
	倉 庫 名						
	摘 要						
	検 収 者	職氏名				印	

様式第31号

予算流用（予備費充当）計算書

発議日	年月日																																																					
決裁日	年月日																																																					
下記のとおり																																																						
してよろしいか伺います。																																																						
										(単位：千円)																																												
										予算現額					所要額					差引過不足額					流用額																													
										予算額					計					支出負担 行為額					今後所要 見込額					計					過					不足					増					減				
										流用増減及び予 備費充用済額																																												
必要とする理由																																																						

附 則

この規定は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

島根県公営企業管理規程第10号

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 4 条第 2 項の表

電気主任技術者	東部事務所 西部事務所	所長、次長若しくは課長又はこれらに相当する職にある職員
ダム水路主任技術者	東部事務所 西部事務所	係長以上の職にある職員

を

電気主任技術者	東部事務所 西部事務所	主幹以上の職にある職員
ダム水路主任技術者	東部事務所 西部事務所	主幹以上の職にある職員

に改める。

附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

島根県公営企業管理規程第11号

島根県水道用水供給事業給水規程（昭和50年島根県公営企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 1 項中「公営企業管理者の権限を有する知事」を「管理事務所長（以下「所長」という。）」に改める。

同条第 2 項及び第 6 条中「公営企業管理者の権限を有する知事」を「所長」に改める。

第11条中「管理事務所長（以下「所長」という。）」を「所長」に改める。

第16条中「火災が発生した場合」を「火災又は消火演習の場合」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 消火演習のため消火栓を使用しようとする者は、使用する日の前日までに消火栓使用申込書（様式第 6 号）を提出し、所長の許可を受けなければならない。

様式第 2 号及び第 3 号中「島根県知事」を「事務所長」に改める。

様式第 5 号の次に次の様式を加える。

様式第 6 号 ( 第16条関係 )

消 火 栓 使 用 申 込 書	
年 月 日	
事務所長 殿	
住所又は所在地 氏名又は名称 <span style="float: right;">㊟</span>	
使用する消 火栓の位置	
使用の目的	
使用の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
摘 要	

## 附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

## 島根県公営企業管理規程第12号

島根県工業用水道事業給水規程 ( 昭和44年島根県公営企業管理規程第 3 号 ) の一部を次のように改正する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 7 条第 1 項中「公営企業管理者の権限を有する知事」を「管理事務所長 ( 以下「所長」という。 ) 」に改める。

同条第 2 項、第 9 条及び第22条第 4 項中「公営企業管理者の権限を有する知事」を「所長」に改める。

第15条中「管理事務所長 ( 以下「所長」という。 ) 」を「所長」に改める。

別表給水施設の設置基準の表中「耐久強度」を「耐圧強度」に改める。

様式第 3 号、第 4 号及び第 9 号中「島根県知事」を「事務所長」に改める。

## 附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

